

著作権のルールを知ろう!



音楽を例に、著作権のルールを解説します。
正しいルールを知って、音楽や小説などを楽しもう!

♪ 著作権ってなに?

演奏したり、録音やビデオ撮影したり、CD をコピーしたりして音楽を「利用する」人は、音楽を「作った人」に利用してもよいか**了解をとらなくてはけません**。

これは、「作った人」が「利用する人」に対して「こういう条件なら使ってもいいよ」「使ってはダメだよ」と言うことができると、法律で決められているからです。このように、作った人に認められている権利を**著作権**と言います。

音楽のほかにも、小説、絵画、写真なども対象となります。



「タダで使っていいよ」 「使っちゃダメ」



「使っていいけど、お金を払ってね」

♪ なんで著作権ってあるの?

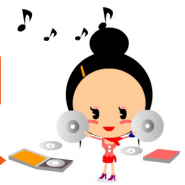
みんなが楽しんでいる音楽は、作詞家・作曲家などが努力して、時間や労力をかけて作りあげたものです。その音楽を大切に、作った人の生活と名誉を守ることで、また**新たな作品が作り出されます**。そのため著作権というルールが決められています。



作った人

手続き・使用料

作品



利用する人

♪ 音楽の著作権にはどんなものがあるの?

コンサートをしたり BGM を流したりするときは**演奏権**、CD をコピーしたり動画に音楽を入れたりするときは**複製権**など、著作権のなかには、いろいろな権利があります。演奏するとき、コピーするときなど、「行為」ごと**に作った人の了解が必要**なので、自分の CD であっても了解なくコピーして配布することはできません。

なお、CD や DVD などをコピーする場合、音楽を「**作った人**」だけでなく、歌手などのアーティスト、CD やビデオの製作会社、放送局など音楽を「**つたえる人**」の了解も必要です。

コンサートをする(演奏権)	➔	「作った人」の了解が必要
BGM として市販の CD を流す(演奏権)	➔	「作った人」の了解が必要
自分たちのコンサートのもようを録画する(複製権)	➔	「作った人」の了解が必要
CD・DVD をコピーする 動画に CD の音楽を入れる(複製権)	➔	「作った人」 「つたえる人」の了解が必要

♪ 鼻歌でもつくった人の了解がいるの？

音楽を聴いたり、鼻歌を歌ったりすることは自由です。このほかにもつくった人の了解をとらずに音楽を利用できる場合もあります。

1 つくった人が亡くなって50年たつと自由に使えます（替え歌などはのぞく）。



※一部の外国曲は50年を超えても自由に使えない場合があります。

2 例外として法律で決められているケースがあります。

個人的に楽しむための複製（コピー）

自分が楽しむために CD を携帯端末にコピーするときに、つくった人の了解はいりません。ただし、そのコピーを勝手に人に配ってはいけません。



営利を目的としない演奏

文化祭でライブをする、放送委員が校内放送で CD を流すなど、次の **3つの条件をすべて** 満たしている場合、つくった人の了解なく演奏することができます（コピーしたり、録音・録画したりするときはつくった人の了解が必要です）。

- 入場料をもらっていない
（チャリティー目的であってもお金を受け取る場合は、つくった人の了解が必要です。）
- 演奏する人（歌手やバンド）・指揮者などに**報酬（出演料）**を支払っていない
- 企業が主催しているなど、**営利を目的**としたものではない



※このほか、つくった人の了解がいらぬケースとして「引用」や「授業のための複製」などがあります。

つくった人にはどうやって了解をもらうの？

音楽の場合、日本音楽著作権協会（ジャスラックJASRAC）など、つくった人から著作権を預かり管理する団体があります。利用する人は、JASRAC に手続きすることで、まとめて了解をもらうことができます。JASRAC は利用する人から受け取った使用料を、つくった人に分配します。

